

仕 様 書

東部医療センター（以下「病院」という。）におけるキヤノンメディカルシステムズ社製医療機器の保守業務委託は本仕様書に基づいて行うものとする。

1 保守委託の対象機器

(1) 対象機器

ア 放射線治療装置及び周辺装置 放射線治療装置 (VERSA HD) 1 式

- (ア) 線形加速器システム (VERSA HD)
- (イ) 体表面光学式トラッキングシステム Catalyst
- (ウ) MOSAIQ Basic Gold 及び Monaco Standard
- (エ) ExacTrac
- (オ) 東洋メディック 放射線治療周辺機器
- (カ) 放射線治療計画支援ソフトウェア MIM Maestro
- (キ) 三次元放射線治療計画装置 Raystation
- (ク) アプチェス&関連機器

イ Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/06 型 1 式

(2) 対象外機器等

ア 放射線治療装置及び周辺装置 放射線治療装置 (VERSA HD) 1 式

- (ア) ハードウェア・ソフトウェアのアップグレードは含まない。
- (イ) フィルム、プリンター用紙、赤外線マーカー等の消耗品は含まない。

イ Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/06 型 1 式

- (ア) ハードウェア・ソフトウェアのアップグレードは含まない。
- (イ) フィルム、プリンター用紙、赤外線マーカー等の消耗品は含まない。

2 保守期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 放射線治療装置 (VERSA HD) 1 式における保守範囲

(1) 保守委託対象機器の定期点検業務

ア 放射線治療装置 (VERSA HD) 1 式

- (ア) 線形加速器システム (VERSA HD) 年 4 回 (4 月、7 月、10 月、1 月)
- (イ) MOSAIQ Basic Gold 年 1 回 (7 月)
Monaco Standard 訪問点検年 1 回実施 (6 月)
リモート点検年 1 回 (12 月)
- (ウ) ExacTrac 年 1 回 (1 月)
- (エ) 東洋メディック 放射線治療周辺機器 年 1 回 (12 月)
- (オ) 三次元放射線治療計画装置 Raystation 年 1 回 (11 月)
- (カ) アプチェス&関連機器 年 1 回 (12 月)

(2) 保守委託対象機器の修理業務

(3) 定期点検及び修理に使用される一切の部品

(4) 上記 (1) (2) (3) にかかる費用

(5) RAMTEC 型線量計校正 (指頭型チェンバー/2 本、平行平板型チェンバー/1 本)

- 4 Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/06 型 1 式における保守範囲
- (1) 保守委託対象機器の定期点検業務
Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/06 型 1 式 年2回(5月、11月)
 - (2) 保守委託対象機器の修理業務
 - (3) 定期点検時及び修理時に発生した修理部品費について 200,000 円までの部品を含む。一品につき 200,000 円を超える場合の超過分は含まない。
 - (4) 上記(1)(2)(3)にかかる費用

5 故障修理

病院から故障発生連絡を受け付けたときは、病院中央放射線部技師（以下「担当者」という。）と故障状況を調査し速やかに対処すること。

6 定期点検報告書及び故障修理報告書

各報告書は担当者の確認印を得た後、中央放射線部へ提出するとともに、写しを 1 部経営課へ提出すること。

7 除外事項

次に掲げる故障については、本契約から除外する。

- (1) 病院の故意若しくは重大な過失又は病院設備（電気、空調等）の異常による故障
- (2) 病院独自に変更又は改造した機器
- (3) 受託業者以外の者が保守又は修理したことに起因する故障
- (4) 受託業者の承認なしに機器を移動又は再設置したとき
- (5) 天災その他不可抗力による故障

8 委託料の支払い

- (1) 委託者は、契約期間中に保守業務の完了検査を履行開始日から令和 7 年 6 月末まで、令和 7 年 7 月から令和 7 年 9 月末まで、令和 7 年 10 月から令和 7 年 12 月末まで及びその他の期間とで分けて 4 回行うものとし、受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。
- (2) 受託者は、(1)における検査の際に、6 に定める報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を委託者に提出するものとする。ただし、提出書類が既に病院へ報告書が提出されている等の理由で重複する場合その他委託者が必要でないとき認めるときは、受託者は、当該書類の提出を省略することができるものとする。
- (3) 委託者は、請求書を受領した翌月の末日（金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日）までに受託者に支払うものとする。

9 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

10 その他

- (1) 業務の履行に当たり、別紙1「情報取扱注意項目」及び別紙2「障害者差別解消に関する特記仕様」を遵守しなければならない。
- (2) その他本仕様書に記載のない事項については、担当者と協議の上、実施するものとする。
- (3) 本契約に関しては、令和7年度予算の成立を条件とする。